

平成24年3月第7回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成24年3月19日第7回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	島田金一	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	阿 部 清 茂
産業観光課長兼 わたり温泉島の海所長	東 常 太 郎	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	作 間 行 雄	会計課長	齋 藤 良 一
教育長	岩 城 敏 夫	監査委員	齋 藤 功
学務課班長	菊 池 広 幸	生涯学習課長	佐々木利久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市		
早退 学務課長	遠 藤 敏 夫		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

- 日程第 2 所管事務調査の報告
- 日程第 3 追加議案の説明
- 日程第 4 議案第 26号 平成24年度亶理町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 27号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 28号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 7 議案第 29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 30号 平成24年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 9 議案第 31号 平成24年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 10 議案第 32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 11 議案第 33号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 34号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計
算
- 日程第 13 議案第 35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算
(以上10件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 14 議案第 37号 物品購入契約の締結について(平成23年度 亶理
町農業用機械施設整備事業(トラクター))
- 日程第 15 議案第 38号 物品購入契約の締結について(平成23年度 亶理
町農業用機械施設整備事業(田植機))
- 日程第 16 議案第 39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 17 議発第 1号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開議

議長(安細隆之君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

会議が始まる前に議員各位にご連絡をいたします。

本日の会議は、広報取材のため、町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れが

ありましたので許可しておりますのでご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、13番 熊澤 勇議員、14番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案3件が提出されております。

第2、総務常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第3、予算審査特別委員長から、審査報告を受理しております。

第4、議員提出議案についてであります。

条例案1件を受理しております。

第5、各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第6、鈴木洋子議員から発言取消申出書を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学務課長より早退の届け出がございますが、そのまま会議を続けてまいりたいと思います。

次の日程に入る前に、鈴木洋子議員から3月8日の会議における発言について、会議規則第6条の規定により、不適切な発言があったことから、お手元に配付しました「発言取消申出書」に記載された部分を取り消したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木洋子議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第2 所管事務調査の報告

議長（安細隆之君） 日程第2、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

総務常任委員長から、報告願います。

委員長、登壇。

〔総務常任委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

総務常任委員長（佐藤アヤ君） お手元に配付しました所管事務調査報告書を読み上げまして、報告といたします。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

総務常任委員会

委員長 佐藤 アヤ

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- 1、調査事項 町民乗合自動車「さざんか号」について。
- 2、調査年月日 平成23年12月14日水曜日。平成24年1月25日水曜日、亘理町

町民乗合自動車「さざんか号」に乗車して調査。平成24年2月16日木曜日。

3、調査地 亘理町内。

4、出席委員 委員長 佐藤アヤ、副委員長 四宮規彦、委員 鈴木高行、委員 渡邊健一、委員 高野 進。

5、調査の概要 現在、町民乗合自動車「さざんか号」は、東日本大震災で甚大な被害を受けたことにより、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、町内4路線を暫定的に運行しており、バス料金は無料としている。仮設住宅も運行経路に入れ、町民の生活交通の確保に対応している。

6、委員会の意見 東日本大震災の後、町民の生活交通のニーズは大きく変化している。利用者の利便性を考慮すれば、朝・夕は常磐線亘理駅と逢隈駅を中心に運行し、日中は乗合自動車のデマンド化を図り、効率性の向上に向けた努力をすべきである。

また、利用者の多い亘理駅のバス停については、風除室を設置し、バス停の表示に巡回図を入れる等、利用者の目線に沿った配慮も必要である。

今後の対応としては、潜在的な利用者も含め、町民のニーズをしっかりと把握し、利用しやすい環境を整備すべきであると考えます。

以上で所管事務報告といたします。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

日程第3 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は議案 3 件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第37号 物品購入契約の締結について（平成23年度亙理町農業用機械施設整備事業、トラクター）及び議案第38号 物品購入契約の締結について（平成23年度亙理町農業用機械施設整備事業、田植機）につきましては、去る 3 月 9 日に入札を執行した物品の購入に関し、それぞれの物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

今回の農業用機械施設整備事業につきましては、津波により耕作用機械が流されてしまった農業に従事する被災者に対し、貸し出しするための農機具を購入する事業であり、トラクター11台、田植機14台、合わせまして計25台の農機具を購入するものであります。

議案第39号 平成23年度亙理町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389億5,125万8,000円とし、あわせて繰越明許の追加を行うものであります。

今回の補正につきましては、2 款総務費の補正になりますが、津波により壊滅的な被害を受けた防潮林の復元を目的に、今後において町民の皆様を初め、町内外からのボランティアや賛同企業の協力を得ながら植樹を進めるに当たり、「緑の分権改革」被災地復興モデル実証調査事業として、国の補助事業を活用しながらモデル的な取り組みとしての実証調査及びアドバイザーの派遣を受けるため、1,416万5,000円を追加補正するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議を賜りまして、原案どおり可決、承認くださいますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

議 長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 4 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度亙理町一般会計予算から

日程第 1 3 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度亙理町水道事業会計予算まで

(以上10件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第26号 平成24年度亶理町一般会計予算から日程第13、議案第35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔予算審査特別委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

予算審査特別委員長（佐藤アヤ君） それでは、配付しております委員会審査報告書を読み上げまして、報告といたします。

亶理町議会

議長 安細 隆之殿

予算審査特別委員会委員長

佐藤 アヤ

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

1、付託事件。議案第26号 平成24年度亶理町一般会計予算、議案第27号 平成24年度亶理町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成24年度亶理町土地取得特別会計予算、議案第31号 平成24年度亶理町介護保険特別会計予算、議案第32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第33号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。第7回本町議会定例会において、当委員会に付託された平成24年度亶理町一般会計予算ほか9件の審査のため、3月12日から15日までに4日

間委員会を開催しました。審査に当たっては、教育長並びに担当課長に説明員として出席を求めました。

3月12日月曜日、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算。歳入全部。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消費費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月13日火曜日、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第28号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月14日水曜日、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第29号 平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第30号 平成24年度亙理町土地取得特別会計予算審査。議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算審査。議案第32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算審査。

3月15日木曜日。現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、口頭により次のことを付します。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費19節地域支え合い体制づくり、園芸療法拠点事業について、事業内容をよく精査するとともに、費用対効果を見きわめて執行することを申し添えます。

以上、報告といたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第26号から議案第35号までの以上10件については、議長を除く17人の委員をもって4日間審議いたしましたのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立全員であります。よって、議案第26号 平成24年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立全員であります。よって、議案第27号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立全員であります。よって、議案第28号 平成24年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立全員であります。よって、議案第29号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成24年度亶理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号 平成24年度亶理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第30号 平成24年度亶理町土地取得特別会

計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第31号 平成24年度亙理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第32号 平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第33号 平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第34号 平成24年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算について、討論を許します。（「3番」の声あり）討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 平成24年度亙理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第35号 平成24年度亶理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第14 議案第37号 物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（トラクター））

日程第15 議案第38号 物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（田植機））

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第37号 物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（トラクター））及び日程第15、議案第38号 物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（田植機））の以上2件は、関連がありますので、一括議題といたします。

議案第37号及び議案第38号について、当局からの提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。

物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（トラクター））、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1、事業名 平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（トラクター）。
- 2、契約金額 6,405万円。
- 3、契約の相手方 亶理町字西郷261番地1 株式会社 竹内農機商会。

なお、右ページにございます資料についてご説明申し上げます。

- 1、入札年月日 平成24年3月9日。
- 2、入札の方法 指名競争入札。
- 3、業者名 みやぎ亶理農業協同組合、有限会社 はんざわ、株式会社 宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亶理支店、株式会社 竹内農機商会の

5社でございます。

4、入札回数 1回。

5、購入品目及び台数 トラクター、11台。

6、仕様 別紙のとおり、というふうなことで、次ページの3ページから9ページまで掲載してございます。

7、受渡年月日 平成24年3月29日。

8、受渡場所 亶理町字江下181番地、地内。工業団地でございます。

それでは、次に9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号になります。

議案第38号 物品購入契約の締結について（平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（田植機））、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1、事業名 平成23年度亶理町農業用機械施設整備事業（田植機）。

2、契約金額 3,549万円。

3、契約の相手方 亶理町字西郷261番地1 株式会社 竹内農機商会。

右ページの資料でございます。

1、入札年月日 平成24年3月9日。

2、入札の方法 指名競争入札。

3、業者名 みやぎ亶理農業協同組合、有限会社 はんざわ、株式会社 宮城ヤンマー商会、ヤンマー農機販売株式会社亶理支店、株式会社 竹内農機商会の5社でございます。

4、入札回数 1回。

5、購入品目及び台数 田植機、14台。

6、仕様 別紙のとおり、というようなことで同じく11ページから14ページまで記載してございます。

7、受渡年月日 平成24年3月29日。

8、受渡場所 亶理町字江下181番地、地内。というふうなことで同じく工業団地内でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第37号物品購入契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず1点目、農業用機械施設整備事業、これは亙理町の復興計画のどこの事業に該当するんですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 復興計画の「なりわい」と「にぎわい」のまちづくりという中で、共同利用施設整備事業の中で水田の復旧とあわせ、農業機械施設等の有効利用を図るため、共同施設の導入という項目に該当するというところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 3ページ、上のほうです。①が4台、②が5台、③が1台、④が1台となっておりますけれども、1台当たりのそれぞれの価格、いくらなのか述べてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） すみません、今1台当たりの価格についてはちょっと手元に資料を持ってきておりません。後で提出いたします。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。集落営農などに無償貸与を行うんですけれども、無償貸与を受ける団体、どういう団体が無償貸与を受けるのか、それを述べてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず認定農業者とか生産組合、あとは担い手の方々でございまして、今回の被災した方々で、水田の作業的な面積が14ヘクタール以上を作業する方々となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田議員。

15番（島田金一君） 今の鞠子議員の関連になりますが、今言いましたように14ヘクタール以上の集落認定農業者という形になると思いますが、利用するルール、どういふような管理関係を指導していくのか、その点をお聞きします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず確かに利用面積等があるんですが、この機械を貸す上で保管する場所、やっぱり被災した方々が納屋とかなかった場合は大変でございますので、まず管理する場所が必ずあるということが前提になります。ただ、要領要項にはそういうことは含まれてはありませんが、うちのほうでやっぱり野ざらしでは管理不行き届きになりますので、あくまでも納品する倉庫、そういうところがあるということを前提に貸し出すと。あと、年1回ずつその品物を再度もう1回貸してくださいというような申請書をもとに再度事務方のほうで、その機械を見に行くというような状況になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田議員。

15番（島田金一君） 利用ルールのほう聞かなかったんですが、いろいろ集落の団体、数もあると思いますが、その点のルールづくりはその団体ごとに決めていく、結いの制度とかいろいろあるんですが、それでやっていくという考えでございますか。その辺聞かせてください。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほど鞠子議員にも言ったように、まず認定農業者とか担い手、あとは生産組織の方々が主でございます。あくまでも被災している農家の方々でございます。それと、農地を受委託する方々というような形になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 15番島田議員。

15番（島田金一君） 私が聞いたかったのは、そういうものではなくて、同じ時期にみんな利用するもので、もし一つの団体だったら1台で利用できるんですが、何軒かで共同で利用する場合、そういうルールは団体で決めるものなのか、いろいろな指導があるのかということが。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 確かに生産組合とか、あと組織の中で5軒とか6軒とかでお使いになりますので、それはそれでその中でルールを決めて使っていただきたいなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 規格があるんですけれども、トラクターも田植え機械も。その規格

で大きさとか馬力とか違うんで台数もばらばらなんです、その規格の当てはまる申し込み者、どのような基準で、70P S～97P Sを1台、70P Sが1台とか53P Sが5台、4台とかあるけれども、この選定の仕方、ただ申し込まればここに当てはめたのか、それとも耕作の規模によって、このくらい耕作してればこのくらいの規模の機械だと、そういう決まりがあるのか。

またもう一つは、今いろいろな団体とか個人、担い手という話があったけれども、個人と団体との割り振り、個人は何名で団体が何カ所だと。2点ですね。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 1点目は、機械の機種によってどういう形で選定しているのかと。確かに耕作面積でございまして、まず14ヘクタール、あと16ヘクタール、あと20ヘクタール以上という形で、今の耕作する水田の面積で馬力を算定していると。その耕作面積の基準に合えば、その馬力でやむを得ないという形で今回貸し出すというような形でございます。あと組織でございまして、今のところ生産組合等組織については三つのグループがあります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） では、一番大きい④のトラクター1台、③の1台となっているけれども、このトラクターを使用する方は、耕作面積でどのくらいの方ですか。③と④という、75馬力以上のトラクターを使う人は。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） ③と④の70馬力というのは、確か私の頭では20ヘクタール以上というような形で思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） ③と④の違いで、70馬力と75馬力、97馬力とありますが、この違いはローダー、わきにセミローダーがついているかついていないかの違いなんです。ただ、馬力的には同じ75馬力というか、馬力は同じなんです、やっぱりローダーつくるとどうしても馬力が大きくなるというような形でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） その③番と④番のトラクターを使う人は、耕作面積が20ヘクタール以上だということですね、解釈は。そうすると、その20ヘクタール以上の人は個人

なのか団体なのかということです。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 個人でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 契約金額6,400万円ほどになっておりますけれども、落札率はどのぐらいだったんでしょうか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） トラクターの場合が、落札率73%ぐらいになるようです。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第38号 物品購入契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それではまず1点目、先ほど答弁しようと思ったらもう終わったと思いますけれども、予定額落札率は何%ですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 67%でございます。

議長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） この指名業社5社は、住所を亶理町に置いているところですか、それとも亶理町以外のところもあるんですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 5社が皆、亶理町に住所を有している業者でございます。

議 長（安細隆之君） 16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） 契約金額が約3,500万円で、14台だと平均すると250万円ですか。それで11ページ、ここも①が5台、②が5台、③が4台となっているんです。1台ごとにはわかりますか。

議 長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 大変申しわけございませんけれども、これも後で議員さんのほうに提示したいと考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第16 議案第39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）

議 長（安細隆之君） 日程第16、議案第39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389億5,125万8,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは歳出からご説明申し上げますので、11ページ、12ページをお開きください。一番最後のページになります。

それでは歳出でございます。2款総務費1項6目企画費1,416万5,000円の増額でございます。右側の説明にございますが、16の亘理グリーンベルトプロジェクト事業費というふうなことで増額補正するものでございますが、これにつきましては国の第3次補正のほうにエントリーしておりました補助事業でございます。補助率につきましては国が100%というふうな内容でございますが、提案理由の説明にもございましたが、調査実証及びアドバイザーの派遣等を受けるための事業費といたしまして報償費から利用費、そして一番大きいのが13節の委託料でございますが、「緑の分権改革」被災地復興モデル実証調査委託料といたしまして、1,361万2,000円を増額補正しているものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので前のページ、9ページのほうをお開きいただきたいと思っております。13款国庫支出金2項9目総務費国庫補助金1,416万5,000円でございますが、ただいま歳出でご説明申し上げました全額を補助金として国から入るものでございます。

それでは4ページ、お開きをお願いします。第2表繰越明許費の補正でございますが款・項につきましては総務費、総務管理費でございます。事業名、亘理グリーンベルトプロジェクト事業。金額、1,416万5,000円。これを繰越明許費で24年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） このグリーンベルトプロジェクト事業、事業の内容をひとつ明確にさせていただきたいということと、このプロジェクト調査に当たっての地域住民の利活用はあるのかどうか、この2点をお伺いします。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 今回、補正予算で上げさせていただいておりますこの亘

理グリーンベルトプロジェクト事業といいますのは、今回の大震災によりまして沿岸部の地域が壊滅的な打撃をうけました。その中においても、これまで亘理が亘理らしさとして持ってきました自然も崩壊されたと。吉田地区におきましては防災林、そしてまた鳥の海を囲むような形のいろいろな自然、資源が今回壊されたということで、それにつきまして今後、復興計画の中で示しておりますような豊かな緑地・水辺の創生ということで、3万本防潮林育成プロジェクト事業というものを掲げ、復興のシンボルとして今後の防潮林なり街路樹なんかの育成を進めていくということを考えてございます。そういった中で、この事業を活用いたしましてそういった植生の調査であったりとか、あるいは今後そこにかかわっていただくような町民、この事業につきましては基本的に町民等が主体となって、もう一度緑を再生していくというふうなことで考えてございますので、そういった環境をしっかりと固めた上で今後進めていくための実証調査というふうなことで考えてございます。

そういうことですのでこの調査事業につきましては調査の時点で必要なマンパワーという部分があれば、そのところについては地域の住民の方に入っていただくということになるかと思いますが、あわせてこの事業につきまして今回の町の復興計画でいう推進期間10年間という中で、継続的にそういう環境を整えながら緑の復活をしていきたいと考えておりますので、そういったことが町民主体となりながらボランティアとか、そういった活動の中でしっかりと根を張って、そういった取り組みができるような環境整備をしていくということでの事業でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 4番小野議員。

4番（小野一雄君） 今、派遣する依頼といいますか、団体とかNPOなり、予定の団体名わかりますか。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） この事業につきまして、これからこういうふうな環境ではございますが、プロポーザル等を行いながら団体を選定していきたいという状況で考えていますので、現時点としてどこの団体というふうな形では考えてございません。以上です。

議長（安細隆之君） 4番小野議員。

4番（小野一雄君） 最後にお尋ねしますけれども、今防潮林が残っている部分と、ある

いは全く更地になって壊滅されている部分があるわけですがけれども、残っている部分の防潮林については全部起こしてかさ上げといいますか、そういうふうを考えているのかどうか、この1点だけお伺いします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今防潮林の関係で、議員さんご存知のようにほとんど流木で家屋の被害等もあったということで、林野庁も粘り強い防潮林ということで2メートルか3メートルを盛り土して植栽したいというような考え方を持っていますので、今大畑浜の北側のほうに立ってあります保安林についても、いずれ伐採してそこを盛り土していくような形となるような計画で今進んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子議員。

16番（鞠子幸則君） この事業は亙理町の復興計画の3万本の防潮林育成プロジェクト事業ということで、事業主体は民間、そして内容は復興のシンボルとして民間による防潮林、街路樹の育成として、期間は前期というふうになっておりますけれども、先ほど防潮林の話はしたんですけれども、街路樹は今後どうするんですか。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 防潮林のほうはもちろんのこと、被災地域の中での街路樹を含めていろいろな緑というのがございます。今、一部では町民の方々に被災された樹木の芽から植栽をしながら再生を徐々に動き出しているという話も聞いております。そういった部分をしっかりと今後の復興計画の中に基づく、先ほど申しました豊かな緑地・水辺の創生というふうな枠組みの中で取り組んでいきたいということです。対象としてはそういう街路樹、あるいは公園緑地内にあるような樹木、そういった部分も含めて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） 同じく今の亙理グリーンベルトなんですが、一番初めにあったのは仙台湾沿いに、2メートルから3メートルを盛り土して、きれいな松林を復活するというふうな話になりましたが、この計画、今亙理独自の計画の3万本植林なのか、それとも仙台湾を含めたような総合的なプロジェクトなのか、質問いたします。

議長（安細隆之君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 仙台湾南部の平野部にあります、そういった防潮林の整備というものについては一体的に進められているというふうに考えておりますが、今回のこのプロジェクト事業については亶理町独自の取り組みということで、これをしっかりと今回の復興計画の中で、地域の中でのつくり込みをしっかりとしながら、そして今後の地域活性化に向けた取り組みの一つとして情報発信をしていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議発第 1号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第17、議発第 1号 亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。鞠子幸則議員登壇。

16番（鞠子幸則君） 読み上げて、提案いたします。

議発第1号。

平成24年3月19日、亶理町議会議長安細隆之殿。

提出者亶理町議会議員鞠子幸則、賛成者亶理町議会議員高野孝一、熊田芳子、小野一雄、鈴木高行、佐藤アヤ、島田金一。

亶理町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亘理町会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。平成24年3月6日に可決した議案第8号亘理町課設置条例の一部を改正する条例に基づき、各常任委員会の所管事項について改正を行うものであります。

次のページをごらんください。亘理町議会委員会条例の一部を改正する条例。

亘理町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

別表を次のように改める。名称、定数、所管事項の順で読み上げます。

総務常任委員会6、総務課、企画財政課、用地対策課、税務課、町民生活課及び会計課の分署に属する事項、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の所管に属さない事項。

産業建設常任委員会6、農林水産課、商工観光課、都市建設課、復興まちづくり課及び上下水道課の分署に属する事項並びに農業委員会の所管に属する事項。

最後に教育福祉常任委員会6、福祉課、被災者支援課、健康推進課の分署に属する事項及び教育委員会の所管に属する事項。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上であります。

議長（安細隆之君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議発第1号 亘理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 亘理町議会委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年3月第7回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時02分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 熊澤 勇

署名議員 佐藤 アヤ